

平成20年10月8日



中小企業金融に関する意見交換会の開催について

「安心実現のための緊急総合対策」を踏まえ、中小企業金融対策の一環として、中小企業庁（経済産業局）・金融庁（財務局）が連携して、全都道府県約150ヶ所において、中小企業者との金融実態に関する意見交換、政府への要望の聴取を行うこととなりました。

1. 目的

昨今の経済状況下、中小企業金融の実態につき、より一層注視することが必要です。

中小企業庁・経済産業局においては、日頃より中小企業金融施策の浸透に注力しているところですが、より一層実効性をもった中小企業金融の円滑化を実現するため、今般、民間金融機関を監督する金融庁・財務局と合同で、全国の中小企業に対するヒアリングを行うこととしました。各都道府県の県庁所在地に限らずその他の地域においても広くヒアリングを行うことで、より幅広い中小企業者の生の声を拾い上げます。

2. 開催地、その他

会合は全国約150カ所で開催予定です。会合で得た情報等については、結果をとりまとめて公表する予定です（個々の会合については非公開とさせていただきます）。

また、本ヒアリングとは別に、原油・原材料等の価格高騰の影響を受けた資金繰りに関するご相談については、中小企業庁「中小企業金融特別相談窓口」（<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/080926kinyutaisaku.htm>）を、銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等については金融庁「金融円滑化ホットライン」（http://www.fsa.go.jp/receipt/e_hotline.html）を、それぞれご相談窓口としてご利用下さい

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁金融課 小林、松野尾

電話：03-3501-2876（直通）